

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第1部門第2区分

【発行日】平成25年2月14日(2013.2.14)

【公開番号】特開2011-130965(P2011-130965A)

【公開日】平成23年7月7日(2011.7.7)

【年通号数】公開・登録公報2011-027

【出願番号】特願2009-294502(P2009-294502)

【国際特許分類】

A 6 3 F 7/02 (2006.01)

【F I】

A 6 3 F 7/02 3 2 6 Z

【手続補正書】

【提出日】平成24年12月19日(2012.12.19)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

遊技に関する所定の制御を行う制御基板を基板ボックスに収容して構成された制御装置が所定位置に設置された遊技機であって、

前記基板ボックスが、少なくとも2つの分割構成部材から構成され、

前記少なくとも2つの分割構成部材のうちの一対の分割構成部材に、一方を他方に支持させ得る支持部が形成され、該支持部で一方の分割構成部材を他方の分割構成部材に支持させた状態でこれら一対の分割構成部材同士を組み付けることにより前記基板ボックスが組み立てられ、

前記支持部が、前記制御装置を所定位置に設置するための位置決め部として機能し得ることを特徴とする遊技機。

【請求項2】

前記支持部が係合軸部を備え、前記一対の分割構成部材のうちの一方に、前記係合軸部に回動可能に係合、支持され得る湾曲係合片が形成されていることを特徴とする請求項1に記載の遊技機。

【請求項3】

前記支持部が、前記湾曲係合片を前記係合軸部とともに内部に収容し得るものとなっていることを特徴とする請求項2に記載の遊技機。

【請求項4】

前記湾曲係合片が前記支持部の内部に実質的に隙間をあけすことなく密に収容されるようになっていることを特徴とする請求項3に記載の遊技機。